

飲用井戸等の衛生確保について

より安心できる飲み水を！

(青森県飲用井戸等衛生対策要領)

《野辺地町・七戸町・六戸町・横浜町・東北町・おいらせ町・六ヶ所村 対象》

有害な化学物質などによる地下水の汚染が全国的に進んでいます。
利用者の健康を守るため、適切な施設の管理と水質検査を行いましょう。

◇井戸水を飲用に利用している皆さんへ

施設の種類

- 一般飲用井戸……住宅や寄宿舍などに居住する人に対し、飲用水を供給する施設
- 業務用飲用井戸…学校や工場その他の事業所などに対し、飲用水を供給する施設

水質の検査

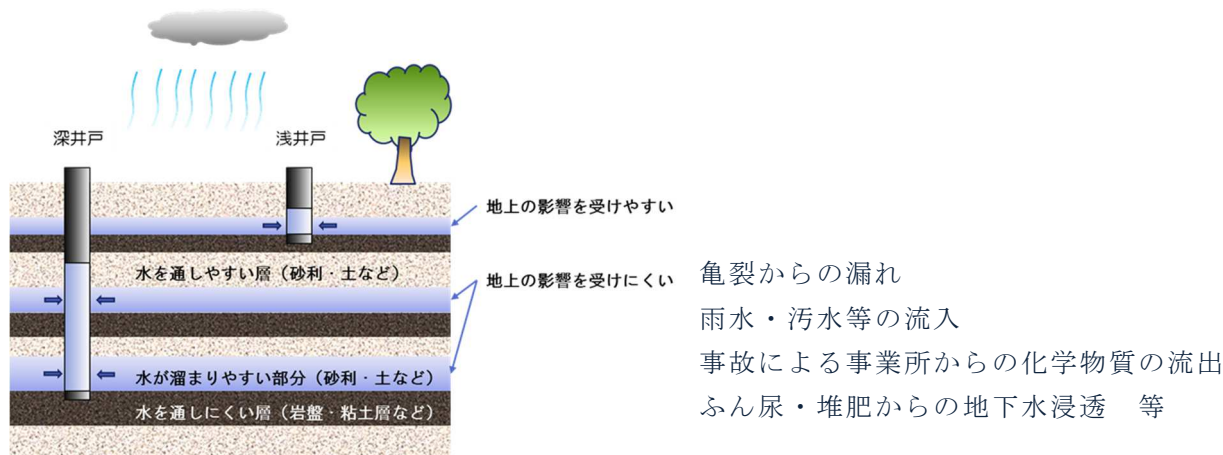
飲み水の安全性を確認するため、次の項目について、1年に1回水質検査をしましょう。

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度

このほか、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンに代表される有機溶剤など、水質基準に定められた項目についても、周辺の井戸等において汚染が疑われる場合には、水質検査を行い、安全を確認しましょう。

施設の管理

1. 施設に人畜がみだりに入るのを施錠、柵などで防ぎましょう。
2. 施設とその周辺を定期的に点検しましょう。
3. 施設をつくる場合は、水が汚染されるおそれのない場所につくり、また、衛生が確保できる施設であることを確認してから給水しましょう。
4. 井戸水は消毒してから給水しましょう。



地下水は見えないところを「流れて」います。衛生管理には十分ご注意ください。

◇水質検査項目の意味と基準

・一般細菌
100/ml 以下

一般細菌の多くはいわゆる雑菌で、必ずしも病原菌ではありませんが、汚染を受けない水では、普通、一般細菌は少ないものです。

この意味からも、一般細菌が多いということは汚染の危険信号となります。消毒が適切に機能しているかの判断基準にもなります。

・大腸菌
検出されないこと

大腸菌は通常、人や動物の腸の中に生息しています。大腸菌が検出されるということは、その水が人や動物のし尿などで汚染されていることを意味します。このような水は、消化器系の病原菌で汚染されている可能性がありますので、十分注意しなければなりません。

・亜硝酸態窒素
0.04mg/L 以下

水中の亜硝酸態窒素は主にし尿、下水、窒素肥料等が混じるため、水の汚れの目安となります。

・硝酸態窒素及び
亜硝酸態窒素
10mg/L 以下

水中の亜硝酸態窒素は主にし尿、下水、窒素肥料等が混じるため、水の汚れの目安となります。しかし、深井戸のように酸素の含まれる量が少ない水では、硝酸態窒素が変化して亜硝酸態窒素ができています。

・塩化物イオン
200mg/L 以下

自然水には、常に多少の塩化物イオンを含みますが、多くは地質によるものです。しかし、塩素イオンは下水、家庭排水、工業排水、し尿などの混入により増加することが少なくありません。この意味で、塩素イオンは汚れの一つの目安となります。

・有機物（全有機炭素
（TOC）の量）
3mg/L 以下

水に含まれる有機物の量で、自然界における動植物の腐敗によるものの他、工業排水、生活排水等の混入によっても増加し、有機物汚濁指標として用いられます。

・pH(ペーハー) 値
5.8 以上 8.6 以下

pH(ペーハー)値は7が中性で、6、5、4・・・と小さくなるほど酸性が強くなり、8、9、10・・・となるほどアルカリ性が強くなります。

飲料水としては、弱酸性～中性～弱アルカリ性であることが好ましいとされています。

- ・ 味
 - ・ 臭気
- 異常でないこと

異常を感じたときは、その水が汚染されている可能性があります。異常な臭気や味の原因は、下水、汚水、工場排水などが混じったり、生物や細菌の繁殖などによる場合が多くみられます。また、塩素消毒をすれば臭いがすることもありますが、不快になるほど塩素を多量に含むことは好ましくないので、塩素消毒にあたっては、注入量に十分注意してください。

- ・ 色度
- 5 度以下

色度とは、水中に溶けている物質によって黄褐色などの色がつく度合いをいいます。水に含まれる鉄やマンガンが原因となって色度が増加することがあります。

- ・ 濁度
- 2 度以下

濁度とは、水の濁りの度合いをいいます。原因は、泥水などが混じったり、管のなかの錆が溶けだしたりするためです。汚濁物質が無害なものでも、濁るということは汚染と密接な関係がありますので注意が必要です。

- ・ 有機溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどは金属洗剤やドライクリーニングの溶剤などに使用されるようになり、地下水や河川水からも検出されています。これらの化学物質は発ガン性が問題となっており、微量でも注意が必要です。

◇汚染などが判明したら・・・

飲み水により人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水または使用をやめて、利用者にそのことを知らせるとともに、町村または地域整備部に連絡してください。

また、水質検査の結果、汚染が判明した場合も町村または地域整備部に連絡してください。

◇検査機関

水質検査は国土交通省大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼してください。なお、検査料金は、検査機関へお問い合わせください。

◇問い合わせ先

以上についてお問い合わせがある場合は、町村窓口または地域整備部にご相談ください。

上北地域県民局地域整備部企画整備課

〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12
TEL 0176-22-8111 (代) ・ 0176-23-4314 (直通)
FAX 0176-23-4391